

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月2日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(六件)(水産振興課).....
 - 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指示に関する告示の一部改正(建築指導課).....
 - 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
 - 平成三十年前期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....
 - 平成三十年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施(労働政策課).....
 - 建築士の免許の取消し(建築指導課).....
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
 - 教委告示
 - 山口県指定有形文化財の指定.....
 - 山口県指定天然記念物の指定の解除.....
 - 山口県指定天然記念物の指定.....

山口県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。



平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市錦町須川字大谷三四六九、三四七一、三四七三、三四七七、三四八〇のから三四八〇の三まで、三四八二のから三四八二の三まで、三四八三のから三四八三の四まで、三四八五のから三四八五の四まで、一二六二八、一二六二九、一二六八二の一、一二六八四の一、一二六八五の一、一二六八八の一、一二六九一の一、一二六九二、一二六九四、一二六九五の一、一二六九五の二、一二六九六の一、一二六九八、一二六九九の一、一二七〇一、一二七五〇、一二七五一の一、一二七五四、一二七五六、一二七五八、一二七六一、一二七六四の三、一二七六五、一二七六六の一、一二七六七の一、一二七六八、一二七六九の一、一二七六九の二、一二七七〇、一二七七一の一、一二七七二、一二七七五の一、一二七七六の一、字檜木尾一二六二五の一、字信ヶ谷一二六六九の一、一二六六九の二、一二六七〇の一、一二六七一の一、一二六七二の一、一二六七二の二、一二六七三、字とりごゑ一二六七四、一二六七六、一二六七九、字大宇津一二六七五、字中尾一二六七五のから一二六七五の三まで、一二七九三、一二九二一、一二九二二の一、一二九二二の二、一二九二三、字とやの尾一二七五三、一二八〇六、一二八〇七の一、字丸瀧一二七六〇、一二七六一、一二七六三、字大宇ろ一二七七四、一二七八一から一二七八三まで、一二七八四の一、一二七八四の二、一二七八五の一、一二七八五の二、字まめどち一二七七七の一、一二七七七の二、一二七七八、一二七七九、字鹿田ヶ迫一二七八六、一二七八七、一二七八八の一、一二七八八の二、一二七八九、一二八九四の一、一二八九四の三、一二八九九、字先橋一二七九一、一二九二四、一二九二七、一二九二八、一二九二九の一、一二九二九の二、一二九三〇の一、一二九三〇の二、一二九三一から一二九三六まで、字はでの岡一二七九六、字多ぱり一二八〇五の一、一二八〇五の三、字世利原一三三二一の一、一三三二一の四、字長浴一三二八九の五、錦町深川字延ヶ谷一二九七七の二、一二九七七の三、字黒ヶ原一二九七七の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第四百九十一号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年十二月二十三日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 東和町東部加入区 白木加入区 橘加入区 上関加入区
- 徳山市加入区 山口市加入区 山陽小野田市加入区 下関市東部加入区
- 彦島加入区 豊浦町加入区 萩市中部加入区

山口県告示第五十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第九十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年三月十四日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 浮島加入区 久賀加入区 大島町加入区 通津加入区
- 柱島加入区 神代加入区 大島加入区 平郡加入区
- 室津加入区 祝島加入区 平生町加入区 光加入区
- 下松加入区 櫛ヶ浜加入区 戸田加入区 新南陽加入区
- 秋穂加入区 宇部市東部加入区 宇部岬加入区 新宇部加入区
- 藤曲浦加入区 南風泊加入区 六連島加入区 蓋井島加入区
- 黒井加入区 角島加入区 長門加入区 大島加入区

見島加入区 須佐加入区

山口県告示第六十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第七十一号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年二月二十八日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

和木加入区

山口県告示第六十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十四号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成三十年二月六日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

由宇加入区

山口県告示第六十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第三百五十九号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年九月五日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

豊北町加入区

山口県告示第六十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第百六十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十九年七月一日限り消滅した。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区

山口県告示第六十四号

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三十五号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一中「防府市」の下に「岩国市」を加える。



(三四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年三月二日から同年七月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店
所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	石井 一郎	石井 一郎
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社石井フラワーセン	株式会社石井フラワーセン
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市戎町一丁目一番三〇号	防府市栄町一丁目六番四一號
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	石井 一郎	石井 一郎

四 届出年月日

平成三十年二月十四日

五 変更年月日

平成二十八年四月五日

(三五) 平成三十年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成三十年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目

職業	種	手数料	産業洗浄	平成三十年八月十九日 (日曜日)
			路面標示施工	平成三十年九月二日 (日曜日)
職業	種	手数料	三 試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する場所	
			四 受検資格	
			(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条の二に規定する者であること。	
			(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。	
			(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。	
			(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。	
			五 受検申請書の受付期間 平成三十年四月四日（水曜日）から同月十七日（火曜日）まで（郵送の場合は、四月十七日までの消印のあるものは、有効とする。）	
			六 受検申請書の提出先 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二） 山口県職業能力開発協会	
			七 提出書類	
			(一) 受検申請書	
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面				
八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。				
(一) 学科試験にあつては、三千百円				
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額				
1 一級の技能検定				

職業	種	手数料	婦人子供服製造	一万四千九百円
			園芸装飾 造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
職業	種	手数料	2 二級の技能検定（受検者が平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。）である場合）	
			園芸装飾 造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			電気機器組立て 産業車両整備 切削工具研削 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
			製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄	
3 二級の技能検定（受検者が平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）				
園芸装飾 造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
電気機器組立て 産業車両整備 切削工具研削 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）				
園芸装飾 造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
電気機器組立て 産業車両整備 切削工具研削 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				
製作 建築板金 工場板金 仕上げ 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄				

園芸装飾 器組立て	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機	二千九百円
--------------	---------------------------------	-------

5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

園芸装飾 建築大工	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	五千円
とび	左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	六千円

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

園芸装飾 建築大工	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	五千九百円
とび	左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	八千九百円

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

園芸装飾 建築大工	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	二千九百円
とび	左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	一万七千九百円

8 単一等級の技能検定

路面標示施工 産業洗浄	職 種	手 数 料
		一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成三十年五月二十九日（火曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成三十年八月三十一日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年九月二十八日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三六) 平成三十年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成三十年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定
随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
-----	---------

水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	建築大工	大工工事	とび	とび	左官	左官	タイル張り	タイル張り	建築配管 プラント配管	型枠工事	鉄筋組立て	鉄筋組立て	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送施工	防水施工	シーリング防水工事	ボード仕上げ工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	工業包装	工業包装
----------	----------	------	------	----	----	----	----	-------	-------	----------------	------	-------	-------	------------	------------	------	-----------	----------	--------	----------	----------------------	------	------

3 基礎級の技能検定

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・

ペーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施二級の技能検定

受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。

(二) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。

(三) 基礎級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）

七 山口県職業能力開発協会

提出書類

(一) 随時実施二級の技能検定

受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し

(二) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し

(三) 基礎級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ

それこれらの表の下欄に掲げる額
1 随時実施二級の技能検定

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	一万四千九百円
铸造 機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 電気機器組立て プラスチック成形 パン製造 水産練り製品製造 とび 配管 型枠施工 鉄筋施工 防水施工 塗装 工業包装	一万七千九百円

2 随時実施三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	五千円
铸造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 めっき ガイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 家具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 プラスチック成形 パン製造 ハム・ソーセイジ 製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包装	六千円

3 随時実施三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合)

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	一万四千九百円
铸造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 めっき ガイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 家具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 プラスチック成形 パン製造 ハム・ソーセイジ 製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包装	一万七千九百円

4 基礎級の技能検定

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	一万四千九百円
さく井 铸造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ガイカスト 電子機器組立て 電	

気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品 製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセイジ タイルコン製造 水産練り製品製造 筋建築大工 かわらぶき とび 左官 築炉 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装	一万七千九百円
---	---------

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎級技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(三七) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
中岡 英男	二級建築士	第三九五〇号	平成三〇、二、一六	死亡
山本 廣人	二級建築士	第三二二八号	平成三〇、二、一六	申請

(三八) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成三十年三月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 岩国市周東町下久原字千反原、字沖原、字市頭及び字石社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 岩国市周東町下久原七九八番地の五
 有限会社龍泉

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下壱ノ割
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地の三
 株式会社ジューケン



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、
 次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成三十年三月二日

山口県教育委員会

絹本着色仏涅槃図	名 称	一 幅	所 在 の 場 所	所 有 者
			防府市国分寺町二番六七号	宗 教 法 人 国 分 寺

山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十八条第一項の規定によ
 り、次の山口県指定天然記念物の指定を解除する。
 平成三十年三月二日

山口県教育委員会

吉香公園のエン ジュー	名 称	所 在 地	指 定 地 域	所 有 者
		岩国市横山二丁目三三七の一	岩国市横山二丁目三三七の一のうち当該エンジューの根元から半径二メートルの円周内の土地	岩国市

山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十七条第一項の規定によ
 り、次の記念物を山口県指定天然記念物に指定する。
 平成三十年三月二日

山口県教育委員会

竜王山のハマセ ンダン	名 称	所 在 地	指 定 地 域	所 有 者
		山陽小野田市大字小野田字高 田尾一〇九四の一及び字上小 浜一八五二	山陽小野田市大字小野田字高 田尾一〇九四の一のうち当該 ハマセンダンの根元から半径 二五メートルの円周内の土地 山陽小野田市大字小野田字上 小浜一八五二のうち当該ハマ センダンの根元から半径二五 メートルの円周内の土地	宇部フィルム株 式会社 名原 克己

平成三十年三月二日
印刷發行

發行
行人所

山口
県知事
山
口
県
知
事
庁